

オンラインで簡単に手続きの流れ

STEP 1

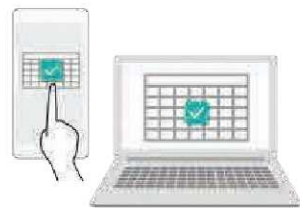
オンラインで
転出届を提出できる



オンラインで転出届の提出ができるため、引っ越し前の市区町村窓口への来庁が原則不要です。

STEP 2

オンラインで
転入予定日などを連絡



引っ越し時は転入先の市区町村窓口で転入手続きが必要ですが、事前に来庁予定の連絡ができます。

STEP 3

対面で
転入届を提出



市区町村窓口で必要な手続きや持ち物をマイナポータル上で事前に確認でき、スムーズに転入手続きができます。

必要なのはマイナンバーカードとマイナポータルだけ 準備するものと操作方法

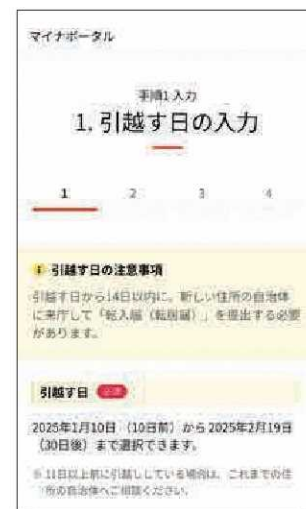
準備するもの

- 利用者のマイナンバーカードまたはスマホ用電子証明書
- マイナポータルにアクセスする端末（スマートフォン、パソコン）
- 連絡先電話番号
- 新しい住所

操作方法

1. マイナポータルへアクセス
2. 届け出情報などの入力
3. 電子署名を入力して送信

- ※ 市区町村窓口から入力内容の不備などによる連絡があった場合は、その内容に従って対応をお願いします
- ※ マイナポータルから転出届の提出を行った後は、各案内に沿って、引っ越し先の市区町村窓口で転入届などの手続きを行ってください



マイナポータルの画面

よくある質問

- Q.1** マイナポータルから転出届を提出できるのはどんな人ですか？
A 電子証明書が有効なマイナンバーカードまたはスマホ用電子証明書を搭載したスマートフォンをお持ちの方で、日本国内での引っ越しの方が利用できます。
- Q.2** 同一世帯の家族などの届け出を一緒にできますか？
A 同一世帯に属する方であれば、一緒に届け出させていただきます。
- Q.3** 代理人によるマイナポータル経由での転出届の提出はできますか？
A 委任状が必要となる代理人による手続きはできませんが、住民票上、同一世帯の方であれば、世帯員に代わって手続きが可能です。
- Q.4** 今後、転出届を提出する場合、必ずマイナポータルから提出することになるのですか？
A これまでどおり、市区町村窓口での提出や郵送による提出も可能です。

※ 本記事は、デジタル庁発行のパンフレットをもとに編集しています

転出届・転入予約は、 マイナポータルが 便利です！

マイナンバーカードを所有している方は、マイナポータルからオンラインで転出届および転入予約（来庁予定の連絡）ができます。なお、マイナポータルで転出届の提出をした後は、別途、転入先市区町村の窓口で転入届などの手続きが必要です。詳しくは、デジタル庁ホームページをご覧ください。

問 住民税務課 ☎ 43-9020



こんなときに、特に便利です

急な引っ越しが
決まった場合



24時間365日、いつでもオンラインで手続きができるので、仕事終わりや休日などのすき間時間に転出届・転入予約の提出が可能です。

小さなお子様が
いるご家庭



自宅からオンラインで転出届・転入予約の提出ができるため、転出時に市区町村窓口に行く必要がなく、転入時の手続きもスムーズになります。

マイナポータルから引っ越し手続きを行う 3つのメリット

1. 転出の際の
外出が不要に

オンラインで転出届を提出できるため、原則、市区町村窓口へ行く必要がありません。

2. いつでも
手続きができる

市区町村窓口があいている時間を気にせず、祝日や夜間でもいつでも手続きができます。

3. 転入時の手続きも
スムーズに

引っ越し先の市区町村へ来庁通知や転入時に必要な手続き、持ち物が事前に確認できます。

スマホ用電子証明書
搭載サービス
（デジタル庁ホームページ）



引っ越し手続き
オンラインサービス
（デジタル庁ホームページ）



引っ越し手続き
について（マイナポータル）



便利な
二次元コード